

自費施工による配水管等整備事業事務取扱要綱

平成 16 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小田原市水道事業給水条例（平成 4 年条例第 63 号。以下「条例」という。）第 4 条に規定する給水装置工事に併せ配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の整備を要する場合に、給水装置工事をしようする者（以下「申請者」という。）が小田原市水道事業管理者（以下「事業管理者」という。）に申し込むことができる、配水管等自費工事の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、配水管等自費工事とは、申請者が自らの費用負担において口径 50 ミリメートル以上の配水管等を事業管理者の指示する条件で施行し、工事完成后、当該工事に係る配水管等を、事業管理者に無償で譲渡する工事をいう。

(対象工事)

第 3 条 配水管等自費工事を施行することができるのは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条に規定する開発行為に伴い必要となる配水管工事。
- (2) 配水管等が設置されていない場所又はすでに設置されている配水管等が能力の限界に達している場所において配水管等工事で事業管理者がその場所の周辺の水の需要等を考慮して必要と認めるもの。
- (3) 事業管理者が、特に必要と認めるもの。

(費用負担)

第 4 条 配水管等自費工事に要する費用は、申請者の負担とする。ただし、事業管理者が別に定める基準により、事業管理者がその費用の一部を負担する場合がある。また、既設給水管の取出し替えに係る工事は、事業管理者が施工し、その費用を負担する。

(工事施工者)

第 5 条 配水管等自費工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、小田原市指定給水装置工事事業者とする。ただし、事業管理者が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(事前協議)

第 6 条 申請者は、配水管等自費工事を申し込もうとするときは、事前に位置図、水道管路情報管理図など事業管理者が必要と認める書類を提示の上、事業管理者と当該工事の適否について協議をしなければならない。

(申請及び承認)

第7条 前条の事前協議を終えた申請者が、配水管等自費工事を申し込もうとするときは、配水管等自費工事施行承認申請書(様式第1号)に次に挙げる書類を添えて事業管理者に申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 公図の写し
- (4) 工事施工図面一式
- (5) 主任技術者及び工事従事者等届出書(当該工事に配置する主任技術者及び管路工事に従事する技能講習修了者の氏名)及び資格者証の写し(様式第3号)
- (6) 既設給水管の取出替え承諾書(様式第4号)
- (7) 配水管等を設置する道路が私道の場合は、土地無償使用承諾書(様式第5号)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業管理者が必要と認めるもの。

2 事業管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、配水管等自費工事施行承認書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。この場合において、事業管理者は配水管等自費工事の施工に必要な条件を付すことができる。

(工事の着手)

第8条 申請者は、配水管等自費工事の承認を受けたときは、工事に着手しようとする日の3日前までに配水管等自費工事着手届(様式第7号)を事業管理者に提出しなければならない。

(工事の施工)

第9条 工事施工者は、小田原市水道局水道工事標準仕様書を遵守し、当該工事を安全に施行しなければならない。

2 工事施工者は、当該工事の施工に当たって建設業法第7条第2号に該当する者を主任技術者として従事させなければならない。ただし、事業管理者が適当と認めた場合は、この限りではない。

3 工事施工者は、当該工事に係る管路工事において、小田原市水道局水道工事標準仕様書で定められた各技能講習修了者を直接雇用し、現場従事させなければならない。

(使用材料の検査)

第10条 工事施工者は、使用材料について使用する前に配水管等使用材料確認願(様式第8号)を事業管理者に提出したうえで、検査を受けなければならない。

(断水作業)

第11条 工事施工者は、配水管等の断水作業が生じるときは、あらかじめ事業管理者に承諾を得るとともに、関係する住民に対し十分な周知をする。

(通水作業)

第 12 条 工事施行者は、配水管等の通水作業等を実施するときは、事業管理者の立会いを求めるものとする。

(変更申請)

第 13 条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに変更申請書に必要な書類を添えて事業管理者に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、事業管理者が行う変更承認通知については、第 7 条の規定を準用する。

(工事の中止)

第 14 条 申請者は、工事を中止せざるを得なくなった場合には、速やかに配水管等自費工事中止届（様式第 9 号）を事業管理者に提出しなければならない。

(工事の完成及び検査)

第 15 条 申請者は、配水管等自費工事が完成したときは、その日から 7 日以内に、配水管等自費工事完成届（様式第 10 号）に次に掲げる書類を添えて事業管理者に提出し、当該工事担当者の主任技術者を立ち会わせて、事業管理者の完成を確認するための検査を受けなければならない。

(1) 配水管等水道施設譲渡届（様式第 11 号）

(2) 配水管等完成図面（竣工図、オフセット図等）

(3) 工事施工写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、事業管理者が必要と認めるもの。

2 事業管理者は、検査を実施したときは配水管等自費工事完成検査調書（様式第 12 号）を作成し、申請者に配水管等自費工事完成検査結果通知書（様式第 13 号）で検査済であることを通知するものとする。

3 事業管理者は、検査を実施し手直しが必要とする箇所があると認めたときは、配水管等自費工事手直し指示書（様式第 14 号）により、申請者に工事の手直しを指示するものとする。

4 申請者は、手直し完了期限までに手直しを完了させ、完了を事業管理者に連絡し、手直し工事の検査を受けなければならない。

(配水管等の譲渡)

第 16 条 申請者は、配水管等の完成検査に合格したときは、速やかに配水管等譲渡届を事業管理者に提出するものとする。

(かし担保)

第 17 条 事業管理者は、無償譲渡された水道施設にかしがあるときは、申請者に対しそのかしの補修の請求ができるものとする。ただし、かしが重要でなく、かつ、その補修に過分の費用を要するときは、事業管理者は、補修を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの補修の請求は、無償譲渡を受けた日から 2 年間とする。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日）

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日）

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。